

災害基金積立預金に関する内規

1. 目的

この基金は、多発する自然災害による被災の際に本会等の復旧及び愛玩動物等の救護活動支援のために積み立てるものであり、また、その基金を適正に運用するために本内規を設ける。

2. 基金の積み立て

この基金の積み立て額は、その会計年度の執行状況により勘案するが毎年30万円を目標とする。

3. 基金の適用対象と金額

- 1) 緊急災害時被災動物救護本部活動の運営
- 2) 会員の診療施設に被害があった場合の支援金（診療に使用する施設等3万円）
- 3) 本会の行う緊急災害時被災動物救護事業により活動した登録ボランティア獣医師等が負担した治療や預かり費用の一部（犬2,000円／頭・日　猫：1,500円／頭・日）
- 4) 被災地方獣医師会等の支援　10万円以内／1団体（但し、公益法人に限る）

附則　この内規は、令和元年10月1日より適用する。